

川越・東松山民商 春の運動ニュース 3/9 NO.8

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

2度目のまん延防止期間延長 3/21まで

3/5、埼玉県大野知事は、継続されているまん延防止等重点措置を、3/21まで延長することを決定しました。

県内では、2/5にピークを迎えたコロナ新規陽性者でしたが、現在は緩やかながらも減少しています。しかし、医療機関の負担は増え続けており、10代の感染者が死亡するなど、一般病棟の使用率は依然高い状況です。

現行株より感染力が強いとされるステルスオミクロンのまん延も危惧されています。

飲食店への要請は今までと変わらず 18期の協力金の対象

今までと対応は変わりません。飲食店協力金に関しては18期となります。店で酒を提供する場合、ワクチン検査パッケージの登録が必要です。

大規模イベントに関しても、人数制限が継続されます。

確定申告申請期限は、「簡易的な方法による個別延長」で、4/15まで延長

4/15以降の申請も、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」で対応できる

以前の民商だよりでもお伝えしましたが、3/15までに申告が間に合わなかった場合には、個別での申請期限延長が可能です。

延長申請をした場合の納付期限は、申告書を提出した日となります。

雇用調整助成金は、6月まで延長で確定

雇用保険に入っていないパートやアルバイトを含め、従業員に休業手当を支払った場合の助成となる雇用調整助成金の特例期間は、6月までの延長となりました。

助成率は9/10、日額上限9,000円ですが、まん延防止要請で時短・休業をしている飲食店や、直近3か月の売上平均が3割減少している事業所は、助成率10/10、日額上限15,000円が継続されます。

申請期限は、支給対象期間の翌日から2か月以内です。期限が過ぎてしまった場合でも、理由書を添付するなど申請が可能な場合があります。

事業復活支援金の申請期限は5/31 今月末から、各公民館で申請班会を開催

コロナの影響で売上が30%以上減、50%以上減で支援金が受けられる事業復活支援金は、5/31が申請期限となります。最大支給額は、法人250万円、個人事業主・フリーランスは50万円です。

3月後半より、各公民館で支援金申請班会を行います。日程は、民商だより、公式LINE、ハガキ等でお知らせします。自身が申請できるかどうか、右の表で確認をしておいてください。

埼玉県はまだ創設していませんが、一部の都道府県では、事業復活支援金の受給者に対して上乗せ支援を行っています。民商として、埼玉県に対して上乗せ支援の要請を行っています。

戦争はならない！ウクライナ国旗を設置で、「平和でこそ商売繁盛」

南古谷支部の守屋支部長（製本業）は、戦争反対とウクライナ支持を訴え、国旗を模したプラ板を制作し、会社や自宅のご近所さんへ設置をお願いしています。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が続く中、平和を求める運動として、自分でも何か出来ないかと考え、町内の住民に設置をお願いして回っています。

守屋支部長は、「プーチン大統領は核攻撃についても言及している。唯一の戦争被爆国である日本として、9条を守って、戦争の無い平和な世界を求める声を上げなければいけない」と話します。

さらにSNSなども活用して、この平和運動を拡散しています。



もらって商売継続させよう！

「事業復活支援金」、申請班会に向け、確認・準備をしておこう！

① 2021年11月、12月、2020年1月、2月、3月の売上の金額を確認する

年月	2021/11	2021/12	2022/1	2022/2	2022/3
売上金額					

② 個人事業主の青色申告、法人の方＝3年分の同月の売上金額を確認する

年月	2020/11	2020/12	2021/1	2021/2	2021/3
売上金額					
年月	2019/11	2019/12	2020/1	2020/2	2020/3
売上金額					
年月	2018/11	2018/12	2019/1	2019/2	2019/3
売上金額					

③ 個人事業主の白色申告の方＝3年分の年間売上を確認する

年	2018年	2019年	2020年	2021年
年間売上金額				
(12で割る)	÷12	÷12	÷12	÷12
年平均売上				

④ 個人青色・法人は同月、個人白色は年平均売上と比較して、①のどこか1か月でも、30%以上減少している月があれば、事業復活支援金の対象です。

⑤ 支援金対象になる方は、申請班会で、登録と準備を進めていきましょう。

編集幸喜 まん延防止期間が延長されましたが、3・13 重税反対統一行動は各地で開催します。3/13（日）ウェスタ川越にて、川越生活と健康を守る会が行う税金相談会にも、民商から参加します。コロナで集まりを制限されることが多いですが、中小零細業者を苦しめる、来年のインボイス制度導入中止に向け、納税者の権利を守る運動を推し進めていきましょう。